

第6章 公民館機能拡充施設の規模

その後、令和5年の見直し以降、庁舎改築周辺整備事業推進委員会（第13章参照）では、「社会教育施設としての公民館の役割」、「公民館でできること、できないこと」、「新たなニーズに対応するための施設」などの議論がされてきました。

また、住民との対話（第13章参照）では、「多世代（大人からこどもまで）が使えて、交流ができる場所」、「雨の日や寒い日でも使える場所」、「個々の活動に対応した使いやすい場所」などの複数のキーワードが挙げられており、その議論やアイデアなどをこれまでのものに溶け込ませた抽象的なイメージ図が次ページのものとなります。

今後、基本計画においてこれらの議論をより深掘りしていくことや対話の中で出された抽象的なイメージを具体化していくことにより、上記の諸室構成や規模、機能を具体的に検討していきます。



公民館機能拡充施設の規模は、現中央公民館の規模約2,500㎡に必要な機能を付加し、5,000㎡を上限に定めていきます。

○老人福祉センターについて

中央公民館に隣接する老人福祉センターについても有効活用すべきという意見もいただいておりますが、下記の点を考慮して取り壊すこととしています。

①老人福祉センターを公民館機能にリノベーションした場合の課題点

- ・施設の平面形状が複雑であり、柱の間隔も小さいため、公民館機能拡充施設に求められている機能を確保することが難しいこと。
- ・入浴施設部分は躯体・内部の設えが特殊であり、別用途として活用する場合は大がかりな改修となり、余計な改修費用が見込まれること。
- ・大きなスロープなど、建物の形状が複雑で公民館と比べて改修費用がかかること。

②町の公共施設等総合管理計画上の方針との整合性

- ・施設の維持管理の観点からなるべく施設を統合していくこと。
- ・機能を中央公民館または木もれ陽の里へ統合すること。

※ただし、改築中の中央公民館の活動が停滞しないために仮設公民館として一時的に機能を持たせることも検討しています。

Ⅰ 公民館機能のゾーニング

公民館機能について、今後の機能配置・ゾーニング検討への活用を見据え、以下の2つの軸を設定し各機能の特性を可視化しました。

【縦軸】「開（交流・屋外）」⇄「閉（独立性・専門性）」

【横軸】「動（賑やか・大人数）」⇄「静（集中・少人数）」

赤文字：対話の場 Step2 での要望機能
（※：要望の言い回しをわかりやすく調整）
黒文字：基本方針で提示している機能
：対話の場 Step2 で要望のあった機能であるが、
基本方針で提示している機能で賄えるもの
：基本方針で提示している
機能の規模のイメージ

【公民館機能拡充施設の面積想定】

新公民館項目	想定面積
共用部（ホール系）	400㎡
住民交流スペース	400㎡
展示機能（アート）	90㎡
展示機能（歴史）	90㎡
情報発信機能（拠点）	90㎡
キッズスペース	30㎡
飲食機能	160㎡
情報発信機能（スタジオ）	50㎡
音楽スタジオ機能	50㎡
工作室機能	70㎡
調理室機能	70㎡
和室（4室）	160㎡
会議室	90㎡
会議室	90㎡
講義室	100㎡
講義室	100㎡
講義室	50㎡
学習室・ワークスペース	100㎡
多目的室（大）	250㎡
多目的室（小）	200㎡
講堂機能	510㎡
住民活動センター	50㎡
執務室	100㎡
（公民館事務局）	
倉庫	200㎡
共用部分（トイレ、廊下、機械室等）	1,500㎡
合 計	5,000㎡

